

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7—18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から<u>10</u>までの手続の対象とするものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は次の i 、 ii 及び iv から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i ~ x (省略)</p> <p>(注 1)～(注 3) (省略)</p> <p>(注 4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記<u>(6)</u>のイからヘまでのいづれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合は、非公開理由及び非公開期間(180 日を超えない期間)を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7—18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から<u>9</u>までの手続の対象とするものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>口 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は次の i 、 ii 及び iv から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i ~ x (同左)</p> <p>(注 1)～(注 3) (同左)</p> <p>(注 4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記<u>(5)</u>の口の(i)から(h)までのいづれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間(180 日を超えない期間)を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注5) (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務</p> <p>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下この項、7-19-1、7-19-2 及び 7-22 において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については原産地調査官をいう。以下この項において同じ。）と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記 i から iv までに掲げる事項（原産地に関する照会である場合は iv に掲げる事項を除く。）を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。</p> <p>i 及び ii (省略)</p> <p>iii 照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨 (注) 照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合は、下記<u>⑧</u>により処理することとなる。</p> <p>iv (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足</p>	<p>(注5) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務</p> <p>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下この項、7-19-1、7-19-2 及び 7-22 において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については原産地調査官をいう。以下この項において同じ。）と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記 i から iv までに掲げる事項（原産地に関する照会である場合は iv に掲げる事項を除く。）を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。</p> <p>i 及び ii (同左)</p> <p>iii 照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨 (注) 照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合は、下記<u>⑦</u>により処理することとなる。</p> <p>iv (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略) □ 及びハ (省略)</p> <p>(5) <u>文書回答手続等</u> <u>照会に対する文書回答手続等は、次による。</u></p> <p>イ <u>文書回答の対象とならない場合</u> <u>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」（C—1000—10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</u></p> <p>ロ <u>文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</u> (イ) 検討部門は、<u>照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記</u></p>	<p>説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとし、<u>当該期限を徒過し、適宜補足説明を要請しても応答しない場合には、照会者に対し、回答不能である旨通知し、その旨照会書に記載するものとする。</u>また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左) □ 及びハ (同左)</p> <p>(5) <u>回答及び公開</u> <u>(新規)</u></p> <p>イ <u>回答</u> (イ) 検討部門は、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C—1000—1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C—1000—3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p>	<p>前教示回答書（変更通知書兼用）（C—1000—1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C—1000—3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p>
<p>また、原産地に関する照会で上記(4)のイの(ハ)ただし書により税関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</p>	<p>また、原産地に関する照会で上記(4)のイの(ハ)ただし書により税関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</p>
<p>(注) (省略) (ロ) (省略)</p>	<p>(注) (同左) (ロ) (同左)</p>
<p><u>⑥</u> 公開 関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p>	<p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p>
<p><u>イ</u> 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p>	<p><u>(1)</u> 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p>
<p><u>ロ</u> 照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p>	<p><u>(ロ)</u> 照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>△ 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>△ 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>△ 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>△ その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p>	<p>(△) 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(△) 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(△) 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>(△) その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p>
<p>(7) 変更及び撤回 (省略)</p> <p>(8) 意見の申出</p> <p>イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分若しくは統計品目番号又は原産地（以下(8)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」（C—1001）（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。</p> <p>（注1）及び（注2）（省略）</p> <p>ロ～ニ（省略）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答す</p>	<p>(6) 変更及び撤回 (同左)</p> <p>(7) 意見の申出</p> <p>イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分若しくは統計品目番号又は原産地（以下(7)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」（C—1001）（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。</p> <p>（注1）及び（注2）（同左）</p> <p>ロ～ニ（同左）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(6)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答す</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</p> <p>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)の<u>四</u>若しくは上記<u>7</u>のイの(ロ)のiiにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記<u>7</u>のイの(ロ)のi（上記<u>8</u>のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記<u>7</u>のイ（上記<u>8</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じて行うものとする。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ)（省略）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲</p>	<p>るものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</p> <p>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)の<u>四</u>若しくは上記<u>6</u>のイの(ロ)のiiにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記<u>6</u>のイの(ロ)のi（上記<u>7</u>のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記<u>6</u>のイ（上記<u>7</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じて行うものとする。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ)（同左）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>げるもの。</p> <p>i 上記<u>(7)</u>のイ（上記<u>(8)</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記<u>(7)</u>のイの(ロ)の i ただし書（上記<u>(8)</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記<u>(7)</u>のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定期数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記<u>(7)</u>のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定期数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記<u>(7)</u>のイの(ロ)の i ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 i のただし書に準じて取り扱うものとする。）</p> <p><u>(10)</u> その他</p> <p>イ 各税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ（省略）</p>	<p>げるもの。</p> <p>i 上記<u>(6)</u>のイ（上記<u>(7)</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記<u>(6)</u>のイの(ロ)の i ただし書（上記<u>(7)</u>のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記<u>(6)</u>のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定期数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記<u>(6)</u>のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定期数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記<u>(6)</u>のイの(ロ)の i ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 i のただし書に準じて取り扱うものとする。）</p> <p><u>(9)</u> その他</p> <p>イ 各税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ（同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 及び (注2) (省略)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記 7-18 の<u>(6)のイからヘ</u>までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180 日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>	<p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 及び (注2) (同左)</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記 7-18 の<u>(5)のロの(イ)から(ヘ)</u>までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180 日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ)（省略）</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記 7—18 の(4)から<u>10</u>までの規定による。なお、前記 7—18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税關」とあるのは「受付税關」と、前記 7—18 の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7—18 の<u>7</u>のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税關官署（受付税關以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>ニ（省略）</p>	<p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ)（同左）</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記 7—18 の(4)から<u>9</u>までの規定による。なお、前記 7—18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税關」とあるのは「受付税關」と、前記 7—18 の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7—18 の<u>6</u>のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税關官署（受付税關以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>ニ（同左）</p>
<p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p>7—19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19 の 3—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) 文書回答手續等</p> <p>照会に対する文書回答手續等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 担当税關は、評価照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」（C—1000—10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)ロによ</p>	<p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p>7—19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19 の 3—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>(7) 文書回答手續等</p> <p>照会に対する文書回答手續等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 担当税關は、評価照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」（C—1000—10）を作成し、照会者に対して送付する。また、上記(4)ロにより照会者</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り照会者に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を超過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。</p>	<p>に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を超過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。</p>
<p>(ロ) 担当税關は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」(C—1000—11)を作成し、<u>速やかに</u>照会者に対して送付する。</p>	<p>(ロ) 担当税關は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」(C—1000—11)を作成し、照会者に対して送付する。</p>
<p>ただし、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合でも、当該貨物の輸入が継続して行われ、かつ、回答内容が当該申告以後の納税申告に予測可能性を与えるものであると認められるときには、改めて当該申告以後の輸入に係る照会を求めるうことなく、当該申告以後の納税申告に係る照会に対するものとして文書回答を行って差し支えない。</p>	<p>ただし、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合でも、当該貨物の輸入が継続して行われ、かつ、回答内容が当該申告以後の納税申告に予測可能性を与えるものであると認められるときには、改めて当該申告以後の輸入に係る照会を求めるうことなく、当該申告以後の納税申告に係る照会に対するものとして文書回答を行って差し支えない。</p>
<p>ロ (省略) (8)～(13) (省略)</p>	<p>ロ (同左) (8)～(13) (同左)</p>
<p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7—19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19 の 5—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p>	<p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7—19 の 4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7—19 の 5—2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i (省略)</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略)</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」(C—1000—10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を経過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>(ロ) 検討部門は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」(C—1000—11)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p>	<p>i (同左)</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を経過し、適宜補足説明を要請しても応答しない場合には、照会者に対し、回答不能である旨通知し、その旨照会書に記載するものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左)</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>(イ) 検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」(C—1000—10)を作成し、照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を経過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>(ロ) 検討部門は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」(C—1000—11)を作成し、照会者に対して送付する。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6)～(8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(特定保税承認者の承認申請手続)</p> <p>50—3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C—9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は<u>規則第 4 条の 5 第 1 号イ</u>に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第 42 条第 2 項に規定する法第 51 条第 3 号の規則（以下この項及び後記 61 の 5—1 において「法令遵守規則」という。）</p>	<p>(6)～(8) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(特定保税承認者の承認申請手続)</p> <p>50—3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C—9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は<u>規則第 4 条の 5 第 1 号イ(1)</u>に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第 42 条第 2 項に規定する法第 51 条第 3 号の規則（以下この項及び後記 61 の 5—1 において「法令遵守規則」という。）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）及び令第 42 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p>(2) 規則第 4 条の 6 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項若しくは法第 63 条の 2 第 1 項の承認又は法第 79 条第 1 項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</p> <p>(3) 前記 7 の 2—5(3)の規定は、令第 42 条第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p>	<p>2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）及び令第 42 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p>(2) 規則第 4 条の 6 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項若しくは法第 63 条の 2 第 1 項の承認又は法第 79 条第 1 項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</p> <p>(3) 前記 7 の 2—5(3)の規定は、令第 42 条第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p>
第 6 章 通関	第 6 章 通關
第 1 節の 2 輸出申告の特例	第 1 節の 2 輸出申告の特例

## (認定製造者の認定申請手続)

67 の 13—1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。

- (1) 法第 67 条の 13 第 1 項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C—9000）（以下この項において「認定申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第 8 条の 5 第 1 号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税關の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記 67 の 15—1 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等

## (認定製造者の認定申請手続)

67 の 13—1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。

- (1) 法第 67 条の 13 第 1 項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C—9000）（以下この項において「認定申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税關の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記 67 の 15—1 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 15—1 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 14—1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>等を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 15—1 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 14—1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(輸出郵便物の検査)</p> <p>76—2—1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 国際郵便約款<u>第 104 条</u>《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとし、同条(注 1)の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(6) 放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款<u>第 103 条</u>《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通關</p> <p>(輸出郵便物の検査)</p> <p>76—2—1 輸出又は積戻しされる郵便物の通關手續については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 国際郵便約款<u>第 102 条</u>《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとし、同条(注 1)の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(6) 放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款<u>第 101 条</u>《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ 輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 9 条《許可証》の規定により、<u>原子力規制委員会</u>が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。</p> <p>ロ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則<u>第 135 条</u>《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の記載の確認により行う。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ 輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 9 条《許可証》の規定により、<u>文部科学大臣</u>が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。</p> <p>ロ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則<u>第 131 条</u>《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の記載の確認により行う。</p> <p>(7) (同左)</p>
第 4 節 特殊輸入通関	第 4 節 特殊輸入通關
<p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76—4—8 国際郵便約款<u>第 104 条</u>《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関宛ての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 名宛研究機関の所在地が、通關郵便局の所在地と同一の都道府県に属するときにおいては、「輸入郵便物検査通知書」(C—5090) 2 通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名宛研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76—4—9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵便株式会社から法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名宛</p>	<p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76—4—8 国際郵便約款<u>第 102 条</u>《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関宛ての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 名宛研究機関の所在地が、通關郵便局の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、日本郵便株式会社東京国際郵便局及び成田国際空港郵便局）においては、「輸入郵便物検査通知書」(C—5090) 2 通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名宛研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76—4—9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵便株式会社から法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名宛</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許可使用者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 3 条第 1 項）にあっては、同法第 9 条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第 3 条の 2 第 1 項）又は販売業者（同法第 4 条第 1 項）にあっては、その使用について<u>原子力規制委員会</u>に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則<u>第 135 条</u>《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、<u>内容</u>検査は省略して差し支えない。</p>	<p>人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許可使用者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 3 条第 1 項）にあっては、同法第 9 条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第 3 条の 2 第 1 項）又は販売業者（同法第 4 条第 1 項）にあっては、その使用について<u>文部科学大臣</u>に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則<u>第 131 条</u>《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、<u>内容</u>検査は省略して差し支えない。</p>												
第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関	第 5 節 経済連携協定に係る輸入通關												
(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)	(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)												
68—5—14	68—5—14												
(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。	(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">原産地証明書</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">モンゴル協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">モンゴル産業省 <u>(モンゴル協定第 3・16 条 2 に基づき原产地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。)</u></td></tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(省略)		モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省 <u>(モンゴル協定第 3・16 条 2 に基づき原产地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。)</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">原産地証明書</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">原産地証明書の発給機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">モンゴル協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">モンゴル産業省</td></tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(同左)		モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省
原産地証明書	原産地証明書の発給機関												
(省略)													
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省 <u>(モンゴル協定第 3・16 条 2 に基づき原产地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。)</u>												
原産地証明書	原産地証明書の発給機関												
(同左)													
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル産業省												
原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。												
(2) (省略)	(2) (同左)												